

第67回IPネットワーク設備委員会 (令和3年5月21日)における主な意見

～「事故報告・検証制度等タスクフォース」に関する中間報告関係～

令和3年5月25日
事故報告・検証制度等TF
事務局

- OODAループの考え方は大事。事故報告・検証制度のプロセスを動かすためには、事業者内における監査機能など、安全安心に関するものとして、コーポレートガバナンスコードとして機能させる必要がある。これらが実装上、とても必要となる。この点、監査等委員会に移行している会社もある。その点も参照しつつ、事業者のガバナンスコードも考慮に入れることが重要。
- 過去の重大事故においては、委託先の監督の在り方について、監督どころか丸投げで事故が発生し、エンドユーザーに直接サービス提供している事業者に当事者意識がなかったものがあった。
- ガバナンス考えるときに、国際的な慣習なり法律の体系が違うがゆえに問題発生することが顕著。事故報告・検証制度によるプロテクトなアクションの議論と同時に、ITU等と連携し、グローバルドメインでも変えていくことが必要。国際的なところで、政府レベルへのエスカレーションもポイントとなるため、意識とチャンネルをつくっていく必要。
- 通信分野のガバナンスの在り方については、他のインフラ等の見本になると考えられる。他分野における取組と矛盾のないよう、デジタル庁や内閣府等との連携も大事。他分野においては、マネジメントや体制、そして、ポストがないという現実もある。
- ガバナンスの在り方と、事故報告・調査の在り方について、あまりにも広い部分でありながら、リアクティブなところのみならず、積極的かつプロアクティブなところでも連携を深めていくことが重要。海外関係ふくめ、様々な報告事項や情報共有があるが、レポーティングシステム、文書のデジタル化など、それら自体が機微となるため、セキュリティ対策も講じつつ、煩雑になりすぎないように、よいシステムをいれながら対策を立ち上げていくことが重要。

【参考】「電気通信事業者ガバナンス検討会」の概要

1. 背景・目的

- 「デジタル社会」の実現のためには、その中枢基盤として、サイバー空間とフィジカル空間を繋ぐ神経網である通信サービス・ネットワークが安心・安全で信頼され、継続的・安定的かつ確実に提供されることが不可欠。
- 最近、通信サービス・ネットワークを司る電気通信事業者において、利用者の個人情報や通信の秘密の漏えい事案が発生し、海外の委託先等を通じ、これらのデータにアクセス可能な状態にあることに関するリスク等が顕在化。
- 更に、電気通信事業者に対するサイバー攻撃により、通信サービスの提供の停止に至る事案や、通信設備に関するデータが外部に漏えいした恐れのある事案など、サイバー攻撃のリスク等が深刻化。
- デジタル時代における安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保を図るため、電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策とデータの取扱い等に係るガバナンス確保の在り方を検証し、今後の対策を検討。

2. 主な検討事項

- ① 電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策とデータの取扱い等に係るガバナンス確保の今後の在り方
- ② 上記①を踏まえた、政策的な対応の在り方
- ③ その他

3. 体制・スケジュール

- データ、サイバーセキュリティ及びガバナンスに関する有識者から構成される検討会(座長:大橋教授)を設置。
- 本年5月12日に第1回会合を開催し、夏～秋頃にとりまとめ予定。会議は非公開(議事概要・資料等は公開)。
- オブザーバとして、IT総合戦略室、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)及び個人情報保護委員会事務局等が参加。

相田 仁	東京大学大学院工学系研究科教授
石井 夏生利	中央大学国際情報学部教授
上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所弁護士
大橋 弘	東京大学公共政策大学院院長
後藤 厚宏	情報セキュリティ大学院大学学長
中尾 康二	(一社)ICT-ISAC顧問 (国研)NICTサイバーセキュリティ研究所主管研究員
中村 修	慶應義塾大学環境情報学部教授
古谷 由紀子	(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

安全・信頼性対策に関する制度

電気通信事業者（登録及び届出）

(2021年4月1日現在)

回線設置（基礎的役務含む） 約450社

有料かつ大規模 回線非設置 4社

回線非設置(左記以外) 約2.15万社

監督責任

電気通信設備統括管理者

- 経営レベルの事業用電気通信設備の統括管理**
電気通信事業者が経営陣で実務経験のある者から選任、事故防止対策に主体的に関与。
【法第44条の3等、電気通信事業法施行規則(省令)】

電気通信主任技術者

- 事業用電気通信設備の工事・維持・運用を監督**
電気通信事業者が資格者を選任して事業用電気通信設備を監督。電気通信主任技術者に登録講習機関による講習を受けさせる義務。【法第45条等、電気通信主任技術者規則(省令)】

工事担任者

- 端末設備等の接続の工事を実施等**
資格者が利用者の端末設備等の接続の工事を実施・実地監督。
【法第71条・第74条等、工事担任者規則(省令)】

強制基準

技術基準

- 電気通信事業者の事業用電気通信設備の技術基準**
予備機器、停電対策、耐震対策、防護措置、通話品質等を規定。
【法第41条・第42条等、事業用電気通信設備規則(省令)】
- 利用者の端末設備等の接続の技術基準**
安全性、電気的條件、責任の分界、セキュリティ対策等を規定。登録認定機関等が技術基準適合認定等を実施。登録修理業者は修理された端末機器の技術基準適合性を確保義務。
【法第52条・第86条等、端末設備等規則(省令)、技術基準適合認定等に関する規則(省令)】

自主基準

管理規程

- 事業用電気通信設備の管理に係る事業者毎の特性に応じた自主基準**
部門横断的な設備管理の方針、電気通信主任技術者等の職務、組織内外の連携、事故対応等を定める義務。
【法第44条等、電気通信事業法施行規則(省令)】

推奨基準

安全・信頼性基準

- 情報通信ネットワーク全体の安全・信頼性対策に関する基本的・総合的な指標を整理した推奨基準(ガイドライン)**
設備等に関する「設備等基準」と、設計・施工・運用等に関する「管理基準」に区分。大規模インターネット障害対策、ソフトウェア信頼性向上、災害対策、事故状況の情報公開等を規定。自営情報通信ネットワークやユーザネットワークも対象。
【情報通信ネットワーク安全・信頼性基準(告示)】

報告義務等

事故報告
事故検証

- 一定の基準を超える規模の電気通信事故が発生した場合に報告**
重大事故:事故発生後の速やかな連絡、事故発生後30日以内における詳細(概要、原因、対応状況、再発防止策等)を報告
四半期報告事故:四半期ごとに、事故の概要を報告
【法第28条、電気通信事業用施行規則(省令)、電気通信事業報告規則(省令)】
- 重大事故等に関する第三者検証**
【電気通信事故検証会議】

▲

「電気通信事業ガバナンス検討会」の対象

なし
(自主的な取組のみ)

「事故報告・検証制度等TF」の対象

▼